

## 令和2年度 川薩地区ろうあ協会運営補助金

評価表

NO.

11

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課	担当者	福永					
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	薩摩川内市民福祉部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
令和2年度 予算額	36千円	国庫支出金 千円	一般財源 36千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	研修会等の開催数及び参加者数		5(50)	令和7年度				
成果指標②	手話奉仕員等の育成及び活動の実績		30(90)	令和7年度				
補助対象者	川薩地区ろうあ協会							
補助対象経費	組織の運営に要する経費 研修事業等に要する経費							
補助対象事 業・活動の内 容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は 補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨）以内							
上記項目の 積算方法								
補助を受 ける3年 の事業 （団体 ）等 の 決算 状況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	625,200	90.9%	680,675	94.1%	665,060	90.0%
		会費収入	30,200	4.4%	45,200	6.2%	32,500	4.4%
		事業収入	520,000	75.6%	520,000	71.9%	520,000	70.4%
		寄付金・その他助成	75,000	10.9%	115,475	16.0%	112,560	15.2%
		市補助金	36,000	5.2%	36,000	5.0%	36,000	4.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	26,402	3.8%	6,964	1.0%	37,962	5.1%
	計	687,602	100.0%	723,639	100.0%	739,022	100.0%	
	支出	事業費	587,140	85.4%	536,000	74.1%	617,720	83.6%
		人件費	17,000	2.5%	17,000	2.3%	17,000	2.3%
		その他事務費	51,498	7.5%	107,677	14.9%	66,509	9.0%
		負担金	25,000	3.6%	25,000	3.5%	25,000	3.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	6,964	1.0%	37,962	5.2%	12,793	1.7%
	計	687,602	100.0%	723,639	100.0%	739,022	100.0%	
	支出計/前年度支出計				105.2%		102.1%	
	自己資金/前年度自己資金				108.9%		97.7%	
翌年度繰越金/市補助金		19.3%		105.5%		35.5%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		14(56)		11(38)		15(46)		
成果指標の推移②		33(80)		29(108)		37(93)		
特記す べき事 項等	【前回評価】現状のまま継続 類似団体との整理・統合が課題であるので、各団体と調整し、整理・統合を検討されたい。 対象者数と比較して会員数が少ない。より有意義な活動になるよう加入促進を図られたい。							
	【前回評価への回答】 聴覚障害者の社会参加促進を図るために活動しており、他団体との統合は困難である。 手話奉仕員養成講習会や手話通訳を通じ団体のPR活動を行い会員の確保に努めている。							
	【事業のPR方法】							
	【費用対効果】							
	【補助事業以外の事業】手話奉仕員養成講習会を市から受託し事業を実施している。							
【その他】								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	団体の活動が、ろうあ者への理解と手話の普及が図られ、ろうあ者の社会参加促進に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	ろうあ者の社会参加促進のため団体への支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	研修会へ積極的に参加し社会参加を図り、また本市の手話奉仕員等の養成講習会を受託し手話の普及に努めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	関係団体が直接支援することで、ろうあ者により適切な事業が実施できる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	団体の基盤が脆弱なため、運営補助金の交付が最も妥当な施策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率は事業費の2/3であり、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 会員の確保に努められているが、会の運営には継続した支援が必要である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

## 川薩地区ろうあ協会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる川薩地区ろうあ協会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川薩地区ろうあ協会運営補助金に係る補助事業等は、ろうあ者の社会参加の促進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 川薩地区ろうあ協会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助対象経費)

第4条 川薩地区ろうあ協会運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。）
- (2) 研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）

(交付の申請)

第5条 川薩地区ろうあ協会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 川薩地区ろうあ協会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 川薩地区ろうあ協会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、川薩地区ろうあ協会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 川薩地区ろうあ協会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

- (2) 前各号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類  
(効果の測定)

第8条 川薩地区ろうあ協会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は，次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 研修会等の開催数及び参加者数  
(2) 手話奉仕員等の養成及び活動の実績  
(補助事業者等の責務)

第9条 川薩地区ろうあ協会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。  
(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 川薩地区ろうあ協会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては，平成21年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。